平成28年8月29日

神奈川労働局

**最低賃金の引き上げに向けた中小企業の支援策の拡充等**

**新たな神奈川県最低賃金**

　○　神奈川県最低賃金は、現行の905円から25円引き上げられ930円に。

　○　発効日は10月1日の予定（9月1日の官報公示により確定）。

　　※　問い合わせ先　労働基準部賃金室（℡：211－7354）

**Ⅰ　業務改善助成金（神奈川県には初の適用）**

* 生産性向上のための設備投資（機械設備、ＰＯＳシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成

人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング費用も助成対象

* 賃金を引き上げる計画を作成・申請し、9月末日までに、905円以上の事業場内最低賃金を基礎として引上げを行えば対象（10月1日以降は930円を基礎とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業場内最低賃金の引上げ額 | 助成率 | 助成の上限額 | 助成対象事業場 |
| 60円以上 | １／２  （小規模事業場は3/4） | 100万円 | 事業場内最低賃金が  1000円未満の事業場 |

※　問い合わせ先　雇用環境・均等部指導課（℡：211－7380）

**Ⅱ　キャリアアップ助成金の拡充等**

○　有期契約労働者等非正規労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事情主に対して助成

　　・現行：有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、2％以上増額改定し昇級した場合、対象労働者数に応じた額を助成

　　・拡充：中小企業に対する加算措置の創設

中小企業が基本給の賃金規定等を3％以上の増額改定し、昇級した場合

　・支給要件の緩和（8月5日から実施）：

＊キャリアアップ計画書の提出期限の緩和（人材育成コースは除く）

＊賃金規定等の運用期間の緩和

＊最低賃金との関係に係る要件緩和

　※　問い合わせ先　職業安定部職業対策課（℡：650－2801）

（注）いずれの支援策も、補正予算の成立後に実施。

**中小企業・小規模事業場に対する支援策の概要（詳細は別添参照）**